ご契約のしおり（重要事項説明書・普通保険約款・特約）

「修理代金サポート（保険）」

＜端末修理費用特約付動産総合保険＞

［2022年5月17日以降適用］

※この重要事項説明書および普通保険約款・特約は、スマパス／スマプレ加入者が契約している通信サービス毎に、以下の通り適用されます。

au（povo 含む）	対象端末の事故発生日が、2022年5月17日以降の場合に適用されます。
UQ mobile	「くりこしプラン ＋5G」加入者の方 対象端末の事故発生日が、2022年5月17日以降の場合に適用されます。 「くりこしプラン ＋5G」以外の加入者の方 この重要事項説明書および普通保険約款・特約は適用されません。 ※＜端末修理費用特約付動産総合保険＞［2019年12月18日～2022年2月13日適用］が適用されます。 ※2023年6月1日以降、『「くりこしプラン ＋5G」』とあるのは『「コミコミプラン」「トクトクプラン」「ミニミニプラン」「くりこしプラン ＋5G」』と読み替えて適用します。
その他	対象端末の事故発生日が、2022年5月17日以降の場合に適用されます。

au 損害保険株式会社

au 損保

動　産 総合保険	端末修理費用保険　重要事項のご説明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、「修理代金サポート（保険）」（端末修理費用特約付動産総合保険）に関する重要な事項を説明しています。au スマートパス／au スマートパスプレミアム（以下「スマパス／スマプレ」といいます。）加入前に必ずお読みになり、内容をご確認くださいますようお願いします。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、端末修理費用特約付動産総合保険　普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、当社までお問合わせください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1．au スマートパス／au スマートパスプレミアム加入前におけるご確認事項

（1）補償内容、保険金額および保険期間等　契約概要

①端末修理費用特約付動産総合保険

2019 年 12 月 18 日以降にスマパス／スマプレに加入した方のうち、故障紛失サポート with Apple Care Services & iCloud+またはこのサービスの後継サービス＊1に加入していない方向けに、スマパス／スマプレ会員特典としてスマパス／スマプレに付帯される保険契約です。

＊1：KDDI 株式会社が au ユーザー向けに提供している端末保証サービスです。

②補償内容　契約概要　注意喚起情報

保険金をお支払いする場合＊2	保険金をお支払いしない場合の主なもの＊2
・水濡れ ・偶然な事故による対象端末の全損または一部破損	・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食等 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・水災 ・風災 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・火災 ・盗難、置き忘れまたは紛失

＊2：上記は保険金をお支払いする場合とお支払いしない場合の主な事例を記載したものです（対象端末が日本国外にある場合に生じた上記事故も、補償の対象となりますが、修理は日本国内の Apple Store または Apple 正規プロバイダーで行っていただく必要があります）。
なお、2019 年 12 月 17 日以前に対象端末に生じた事故は補償の対象外となります。
上記以外の保険金をお支払いする場合と保険金をお支払いしない場合の詳細は、端末修理費用特約付動産総合保険　普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

③お支払いする保険金の額　契約概要　注意喚起情報

お支払いする保険金の額は、以下の金額または、スマパス／スマプレ会員が実際に負担した金額のいずれか低い額を上限とします。また、1回の事故につき支払われる保険金の額は、スマパス／スマプレ加入者が契約している通信事業者別に、次の通りとなります（下記表の中の 2 年間は、特約に定める基準日以降の期間とします）。

スマパス／スマプレ加入者が契約している通信サービス	支払われる保険金の限度額	
	iPhone	iPad
au（povo 含む）	10,000 円（2 年間に 2 回まで）	4,400 円（2 年間に 2 回まで）
UQ mobile	10,000 円（2 年間に 2 回まで）	4,400 円（2 年間に 2 回まで）
その他	5,000 円（2 年間に 2 回まで）	4,400 円（2 年間に 2 回まで）

④補償の対象　契約概要　注意喚起情報

スマパス／スマプレ加入者が契約している通信事業者別に、スマパス／スマプレ加入時にメーカーによる

保証を利用できる端末が補償の対象です。また、スマパス／スマプレ加入者が契約している通信事業者またはスマパス／スマプレの加入時期によって、端末情報の事前登録が必要になる場合があります。

スマパス／スマプレ加入者が契約している通信サービス	スマパス／スマプレの加入時期	端末情報の事前登録
au	ア．端末購入と同時＊3	不要
	イ．ア．以外	必要（登録を行っていること）
UQ mobile①＊4	加入時期問わず	必要（登録を行っていること）
UQ mobile②＊4	ア．端末購入と同時＊3	不要
	イ．ア．以外	必要（登録を行っていること）
その他	加入時期問わず	必要（登録を行っていること）

＊3：2019 年 12 月 17 日以前にスマパス／スマプレに加入し、2019 年 12 月 18 日以降に、au または UQ 取扱店で新たに対象端末候補機種を購入した場合を含みます。

＊4：UQ mobile①は、2019 年 12 月 18 日から 2022 年 2 月 13 日までの期間に補償の対象となる端末に事故が生じた方に適用されます。
また、UQ mobile②は、2022 年 2 月 14 日以降、補償の対象となる端末に事故が生じた方に適用されます。以下、この重要事項説明書において同様とします。

（2）保険料の払込み　契約概要

スマパス／スマプレ会員による保険料の払込みは不要です。

2．au スマートパス／au スマートパスプレミアム加入時におけるご確認事項

（1）端末情報の事前登録　注意喚起情報

以下の方は、端末情報の事前登録が必要になりますのでご注意ください。事前登録をされない場合、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

スマパス／スマプレ加入者が契約している通信サービス	端末情報の事前登録が必要な場合
au（povo 含む）	端末購入と同時にスマパス／スマプレに加入されなかった場合＊5
UQ mobile①	スマパス／スマプレに加入された方全員
UQ mobile②	端末購入と同時にスマパス／スマプレに加入されなかった場合＊5
その他	スマパス／スマプレに加入された方全員

＊5：2019 年 12 月 17 日以前にスマパス／スマプレに加入し、2019 年 12 月 18 日以降に端末を購入した場合を除きます。

（2）クーリングオフ　注意喚起情報

この保険は、KDDI 株式会社が保険契約者となることから、クーリングオフの対象ではありません。

3．au スマートパス／au スマートパスプレミアム加入後におけるご確認事項

（1）キャリア変更時などの取扱い　契約概要　注意喚起情報

スマパス／スマプレ加入時の通信事業者別の補償条件（1事故限度額、特約に定める基準日以降の期間中事故件数）が適用されます。
au ID 統合にてご契約いただいている場合、端末情報の事前登録要否及び1事故限度額は回線毎に、期間中事故件数は au ID 毎に適用となります（修理代金サポートを既に利用されている場合等、期間中の事故件数については予めご確認いただき、不明な点がありましたらご照会ください）。

（2）解約手続き等　契約概要　注意喚起情報

スマパス／スマプレを解約した場合、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

４．その他ご注意いただきたいこと

（1）保険会社破たん時の取扱い　**注意喚起情報**

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

（2）指定紛争機関　**注意喚起情報**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

「一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽ ADR　センター」 0570-022-808（ナビダイヤル（有料））

＜受付時間＞　平日 9:15～17:00

詳しくは一般社団法人　日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

（3）特に法令で注意喚起する項目　**注意喚起情報**

・個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が取扱いを行うことに同意の上、スマパス／スマプレにお申込みください。

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

■契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等の間で、個人データを共同利用します。

■再保険について

引受保険会社は、再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは引受保険会社ホームページ（https://www.au-sonpo.co.jp/）をご覧ください。

（4）保険会社の相談・苦情・連絡窓口　**注意喚起情報**

①保険金請求事故に遭われた場合の引受保険会社へのご連絡等

保険金請求事故がおこった場合は、以下「②保険金のご請求時にご提出いただく書類」を、引受保険会社の業務委託先である株式会社 KDDI エボルバまでご提出してください。

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は引受保険会社にご相談ください。

事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合があり

ますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書(Web 手続き)	保険金請求書(Web 入力画面)
(2) 被害額を確認する書類	修理証明書(修理金額がわかるもの)

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類*6をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払するために必要な事項*7の確認を終えて保険金をお支払いします*8。

＊6:保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

＊7:保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

＊8:必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および付帯特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3 年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、端末修理費用特約付動産総合保険　普通保険約款・特約でご確認ください。

【各種お問合わせ・保険金請求のご連絡】

修理代金サポートセンター
0120-914-554
受付時間 ： 9 時～20 時 年中無休受付

【引受保険会社】

au 損害保険株式会社
〒105-6427 東京都港区虎ノ門 1-17-1 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー27F

au 損保カスタマ―センター
0800-1236130
受付時間 ： 9 時～17 時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

端 末 修 理 費 用 特 約 付 動 産 総 合 保 険

普通保険約款・特約

端末修理費用特約付動産総合保険　普通保険約款・特約一覧表

■普通保険約款

名称	適用される場合	ページ
動産総合保険 普通保険約款	全てのご契約に適用されます。	P.7

■補償に関する特約

名称	適用される場合	ページ
au 通信サービス利用者向け 端末修理費用特約（A）	au 通信サービス利用者の方に適用されます。	P.21
UQ mobile 通信サービス利用者向け 端末修理費用特約（A）	UQ mobile 通信サービス利用者の方に適用されます。	P.23
オープンユーザー（au または UQ mobile 以外の通信サービス利用者）向け端末修理費用特約（B）	オープンユーザー（au または UQ mobile 以外の通信サービス利用者）の方に適用されます。	P.25

動産総合保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次表のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

（50 音順）

用語		説明
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
け	契約条件変更の申出	次のいずれかに規定する保険契約内容の変更の申出をいいます。 ①第 14 条（保険の対象の譲渡）（２）の申出 ②第 24 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）の④の通知 ③この普通保険約款に付帯される特約の通知
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。
そ	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
つ	通知事項の通知	第 12 条（通知義務）（１）に規定する通知をいいます。
て	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第 11 条（告知義務）（３）の③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。
と	盗難	窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。

	保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注１）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額（注２）をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （注１）保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の 50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の 90%に相当する額を限度とします。 （注２）再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第１章　補償条項

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、保険証券記載の保険の対象に生じたすべての偶然な事故による損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

（２）当社は、本条（１）の損害保険金が支払われる場合において、本条（１）の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

（３）当社は、本条（１）の損害保険金が支払われる場合において、本条（１）の事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）によって生じた損害

②直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。

③直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、

変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害

④直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。

⑤核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害

⑥上記⑤以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

⑦保険契約者、被保険者（注４）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

⑧⑦に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注５）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

⑨保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

⑩保険の対象に加工（注６）を施した場合、その加工着手後に生じた損害

⑪保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２）使用済燃料を含みます。以下同様とします。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

（注４）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注５）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注６）修理を除きます。以下同様とします。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

①保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

②外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（注１）、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

③詐欺または横領によって生じた損害

④紛失または置忘れによって生じた損害

⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも第１条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

⑥台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注２）・落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

（注１）焦損害を除きます。

（注２）崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第４条（保険価額）

この保険契約においては、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を保険価額とします。

第５条（損害の額の算出）

（１）当社が第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額に

よって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式（注１）によって算出した額とします。

修理費	－	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注２）	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝	損害の額

（注１）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注２）保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の 50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の 90%に相当する額を限度とします。

（２）保険証券記載の保険の対象が１組または１対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して、第１条（１）の損害保険金として支払うべき損害の額を算出します。この場合において、その損害を受けた部分の修理費が保険価額を超えるときを除いては、いかなるときでも全損とはみなしません。

第６条（保険金の支払額）

（１）当社が第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき額は、保険金額をもって限度とします。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

（２）保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{第５条（損害の額の算出）の規定による損害の額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

（３）当社は、第１条（１）の損害保険金の 30%に相当する額を、第１条（２）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、１回の事故につき、300 万円を限度とします。

（４）当社は、第１条（１）の損害保険金の 10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第１条（３）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

（５）本条（３）および（４）の場合において、当社は本条（３）および（４）の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と本条（１）および（２）によって算出した損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第７条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が支払限度額（注２）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

（注１）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

（注２）別表１に掲げる支払限度額をいいます。以下この条において同様とします。

（２）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が支払限度額を超えるときは、当社は、次表に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（３）本条（２）の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金については、その他の保険

契約等がないものとして本条（２）の規定に基づいて算出した額を支払います。
（４）本条（２）の場合において、第１条（２）の臨時費用保険金および第１条（３）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第１条（１）の損害保険金の額は、本条（２）または（３）の規定を適用して算出した額とします。
（５）損害が２種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、本条（１）および（２）の規定をおのおの別に適用します。

第８条（包括して契約した場合の保険金の支払額）
２以上の保険の対象を１保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第６条（保険金の支払額）および第 29 条（推定全損）の規定をおのおの別に適用します。

第２章　基本条項

第９条（保険責任の始期および終期）
（１）当社の保険責任は、始期日の午後４時（注）に始まり、満期日の午後４時に終わります。
（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
（２）本条（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第 10 条（保険責任のおよぶ地域）
当社は、日本国内（注）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。
（注）保険証券にこれと異なる補償地域が記載されている場合はその補償地域とします。

第 11 条（告知義務）
（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
（２）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
①本条（２）に規定する事実がなくなった場合
②当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
③保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④次のいずれかに該当する場合
ア．当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
イ．保険契約締結時から５年を経過した場合
（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
（４）本条（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 23 条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
（５）本条（４）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第 12 条（通知義務）
（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、

遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

①保険の対象の主たる保管場所または設置場所を変更したこと。

②保険の対象の主たる保管場所または設置場所の構造または用途を変更したこと。

③保険の対象の補償地域（注１）を変更したこと。

④上記①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注２）が発生したこと。

（注１）保険証券記載の運送区間を含みます。

（注２）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（２）本条（１）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条（１）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合

②危険増加が生じた時から５年を経過した場合

（４）本条（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 23 条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（５）本条（４）の規定は、本条（２）の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（６）本条（２）の規定にかかわらず、本条（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（７）本条（６）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 23 条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第 13 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第14条（保険の対象の譲渡）

（１）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

（２）本条（１）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、本条（１）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（３）当社が本条（２）の規定による承認をする場合には、第 17 条（保険契約の失効）（１）の規定にかかわらず、本条（２）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第 15 条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第16条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第17条（保険契約の失効）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

①保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第 34 条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

②保険の対象が譲渡された場合

（２）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、本条（１）の規定を適用します。

第18条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険金額の調整）

（１）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（２）保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第20条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約（注１）することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注２）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。また、保険金請求権上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解約することはできません。

（注１）次の場合を含みます。以下同様とします。

①保険金額を減額する場合

②おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合において、その一部を解約するとき。

③別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解約するとき。

（注２）解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第21条（当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第 24 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）の①または②の追加保険料の払込みを怠った場合（注）には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第22条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。

（２）本条（１）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 23 条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（１）の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（３）保険契約者または被保険者が本条（１）の③のいずれかに該当することにより本条（１）の規定による解除がなされた場合には、本条（２）の規定は、本条（１）の③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第23条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条（保険料の返還または追加保険料の請求）

（１）当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えまたは１年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
①第 11 条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
②危険増加が生じた場合	次の算式により算出した額（注１）を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過日数 / 365
③危険が減少した場合	次の算式により算出した額（注２）を返還します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過日数 / 365
④上記①から③までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	ア．変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過期間に対応する短期料率（注３） イ．変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 ×（１－ 既経過期間に対応する短期料率 ）

（注１）保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険増加が生じた時以後の期間に対して算出した額とします。

（注２）保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険が減少した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注３）別表２に掲げる短期料率をいいます。以下同様とします。

（２）保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えまたは１年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
①保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第 16 条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
②保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × 未経過日数 / 365
③第 18 条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④第 19 条（保険金額の調整）（１）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡（さかのぼ）って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。
⑤第 19 条（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差額 ×（１－　既経過期間に対応する短期料率　）

（３）保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えもしくは１年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
①　第 11 条（２）、第 12 条（通知義務）（２）もしくは（６）、第 21 条（当社による保険契約の解除）、第 22 条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（１）またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × 未経過日数 / 365
②　第 20 条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 ×（１－ 既経過期間に対応する短期料率）

第25条（追加保険料領収前の事故）

（１）第 24 条（保険料の返還または追加保険料の請求）（１）の①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第 21 条（当社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（２）第 24 条（１）の④の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害

に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 26 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
①損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
②保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③保険の対象が盗取された場合は、その旨を遅滞なく所轄警察署に届け出ること。	
④保険の対象を修理する場合には、必要な応急の仮手当てを施すほか、本修理については修理者の詳細な見積書を提出すること。	
⑤他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第27条（損害防止費用および権利保全行使費用）

（１）第 26 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の①の事故発生時の義務を履行する場合において、保険契約者または被保険者が、第１条（保険金を支払う場合）の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当社は、その費用に対して、損害防止費用を支払います。

（２）本条（１）の場合において、当社は、保険金額（注）から第１条（１）の損害保険金の額を差し引いた残額を限度として支払います。

（注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

（３）第 26 条の⑤の事故発生時の義務を履行する場合において、保険契約者または被保険者が、当社が取得する権利（注）の保全および行使に必要な手続きのために必要な費用を支出したときは、当社は、その費用に対して、権利保全行使費用を支払います。

（注）第 33 条（代位）に規定する債権をいいます。

（４）第６条（保険金の支払額）（２）および第７条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）ならびに第８条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、本条（１）の費用を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第７条の規定中「支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（注）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第 27 条（損害防止費用および権利保全行使費用）（１）によって当社が支払う損害防止費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第28条（残存物および盗難品の帰属）

（１）当社が第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

（２）盗取された保険の対象について、当社が第１条（１）の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その保険の対象に損傷または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

（３）保険の対象が盗取された場合に、当社が第１条（１）の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

第 29 条（推定全損）

次のいずれかに該当する場合には、被保険者は、全損として保険金額の全額を請求することができます。

①第５条（損害の額の算出）に規定する損害の額が保険価額を超える場合

②保険の対象を積載している輸送用具の行方が 60 日間わからない場合

第30条（保険の対象の発見）

当社が保険の対象について保険金を支払った後１年以内にその保険の対象またはその一部が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った損害保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、被保険者は、発見されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して、損害保険金を請求することができます。

第 31 条（保険金の請求）

（１）被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

（２）当社に対する保険金の請求権は、事故による損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

（３）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
①保険金請求書
②損害見積書
③保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④その他当社が第 32 条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（４）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。

（５）本条（４）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（６）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（７）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（６）の規定に違反した場合または本条（３）、（４）もしくは（６）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしく

は変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（８）保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、次のことを行うことができます。

①事故が生じた保険の対象またはその保険の対象が所在する敷地内を調査すること。

②上記①の保険の対象またはその保険の対象が所在する敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部を調査すること。

③上記①の保険の対象またはその保険の対象が所在する敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部を一時他に移転すること。

（９）保険金の請求権は、本条（２）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 32 条（保険金の支払）

（１）当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注２）および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）被保険者が第 31 条（保険金の請求）（３）および（４）の規定による手続きを完了した日をいいます。以下同様とします。

（注２）保険価額を含みます。

（２）本条（１）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注１）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
①　本条（１）の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注２）	180 日
②　本条（１）の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の事項の確認のための調査	60 日
④　本条（１）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（注１）複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注２）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）本条（１）から（３）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 33 条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がそ

の損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
①当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）本条（１）の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 34 条（保険金支払後の保険契約）

（１）第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金の支払額が１回の事故につき、保険金額（注）に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

（２）本条（１）の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

（３）本条（１）の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超える場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

（４）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が２以上ある場合には、それぞれについて、本条（１）から（３）までの規定を適用します。

第 35 条（保険契約者の変更）

（１）保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第 14 条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

（２）本条（１）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（３）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 36 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（２）本条（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の１名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（３）保険契約者または被保険者が２名以上である場合には、それぞれの保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 37 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 38 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
１	第１条(保険金を支払う場合)（１）の損害保険金	損害の額（注）
２	第１条（２）の臨時費用保険金	１回の事故につき、300 万円。ただし、他の保険契約等に、限度額が 300 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
３	第１条（３）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

（注）この保険契約または他の保険契約等に免責金額の適用がある場合は、それらのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

別表２

短期料率表

既経過期間 未経過期間	年料率に対する割合（%）
７日まで	10
15日まで	15
１か月まで	25
２か月まで	35
３か月まで	45
４か月まで	55
５か月まで	65
６か月まで	70
７か月まで	75
８か月まで	80
９か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
12か月まで	100

au 通信サービス利用者向け

端末修理費用特約（A）

第１条（保険の対象の範囲）

（１）この特約が付帯された保険契約における保険の対象は、契約者が提供するサービスである au スマートパスプレミアムまたは au スマートパス（以下「提供サービス」といいます。）の加入者（以下「提供サービス会員」といいます。）が所有し、（２）に規定する端末とします。

（２）故障紛失サポート with Apple Care Services & iCloud+またはこのサービスの後継サービスに加入していない提供サービス会員が所有する iPhone または iPad（以下「対象端末候補機種」といいます。）のうち、次の①から③までのいずれかの条件に該当する端末（以下「対象端末」といいます。）

①2019 年 12 月 18 日以降に実店舗（au または UQ 取扱店）で新たに対象端末候補機種を購入した場合
対象端末候補機種購入時点で提供サービスに加入していること

②2019 年 12 月 18 日以降にインターネット上の店舗（au または UQ オンラインショップ）で新たに対象端末候補機種を購入した場合
対象端末候補機種の購入形態別に、以下タイミングまでに提供サービスに加入していること
＜新規契約＞
対象端末候補機種到着後、回線開通した当日まで
＜端末増設＞
対象端末候補機種発送日の翌日まで
＜機種変更＞
対象端末候補機種到着後、機種変更後の機種に切り替えた当日まで

③①②以外の方法で対象端末候補機種を購入した場合
次のアおよびイの条件を満たすこと
ア．提供サービス加入時に、購入した対象端末候補機種のメーカー保証が有効な状態にあること
イ．提供サービス加入後に、購入した対象端末候補機種の端末情報の事前登録をおこなうこと

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）（１）にかかわらず、次のいずれかに該当する事故によって対象端末に生じた事故に対して、（３）に規定する全ての条件を満たしている場合に、損害保険金を支払います。

①水濡れ
②偶然な事故による対象端末の全損または一部破損

（２）普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合－その２）②の規定はこれを適用しません。

（３）被保険者である提供サービス会員が保険金を請求する場合に満たすべき条件は、以下の①および②とします。

①事故発生日が提供サービスの加入期間内であること。
②当社が指定する事業者（Apple Store または Apple 正規プロバイダー）で修理を行い、提供サービス会員の氏名、修理機種名、修理完了日、領収金額、修理店舗名が記載された証明書を添付の上、保険金を請求すること（見積書など、修理完了日や修理費用の支払を確認できない証明書の場合、これらが

確認できる領収書も同封することとします）。

第３条（免責期間）

第１条（保険の対象の範囲）に規定する端末情報の事前登録を行った場合、当社は端末の事前情報登録の日からその日を含めて 30 日以内に発生した第２条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、普通保険約款第２条（保険金を支払わない場合－その１）および第３条（保険金を支払わない場合－その２）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①取扱い説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した自然故障

②火災によって生じた損害

③台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって保険の対象に生じた損害

④提供サービスの利用規約を遵守していなかったことが原因で生じた損害

（２）当社は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）（２）および（３）ならびに第６条（保険金の支払額）（３）から（５）までの規定にかかわらず、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第５条（保険金の支払額）

（１）当社は、普通保険約款第５条（損害の額の算出）または第６条（保険金の支払額）にかかわらず、第２条（保険金を支払う場合）（３）②に規定する条件において、実際に被保険者である提供サービス会員が負担した修理代金について、１回の事故につき iPhone の場合は 10,000 円、iPad の場合は 4,400 円を限度として保険金を支払います。

（２）（１）の保険金は、対象端末購入後、提供サービスの加入単位（auID）毎に、次のいずれかの基準日から、2 年間に 2 回を限度に支払います。

ア．端末情報の事前登録が不要な場合

新たに対象端末を購入した日を基準日とします。

イ．端末情報の事前登録が必要な場合

端末情報の事前登録をおこなった日を基準日とします。

第６条（保険金請求時の手続）

被保険者である提供サービス会員は、当社に対して保険金を請求する場合、保険金の支払いは当社の業務委託先（株式会社 KDDI エボルバ）がおこなうことに同意した上で、この業務委託先を保険金請求の窓口として、保険金の請求手続きをおこなうものとします。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

UQ mobile 通信サービス利用者向け

端末修理費用特約（A）

第１条（保険の対象の範囲）

（１）この特約が付帯された保険契約における保険の対象は、契約者が提供するサービスである au スマートパスプレミアムまたは au スマートパス（以下「提供サービス」といいます。）の加入者（以下「提供サービス会員」といいます。）が所有し、（２）に規定する端末とします。

（２）故障紛失サポート with Apple Care Services & iCloud+またはこのサービスの後継サービスに加入していない提供サービス会員が所有する iPhone または iPad （以下「対象端末候補機種」といいます。）のうち、次の①から③までのいずれかの条件に該当する端末（以下「対象端末」といいます。）

①2019 年 12 月 18 日 以降に実店舗（UQ または au 取扱店） で新たに対象端末候補機種を購入した場合

対象端末候補機種購入時点で提供サービスに加入していること

②2019 年 12 月 18 日 以降にインターネット上の店舗（UQ または au オンラインショップ） で新たに対象端末候補機種を購入した場合

対象端末候補機種の購入形態別に、以下タイミングまでに提供サービスに加入していること

＜新規契約＞

対象端末候補機種到着後、回線開通した当日まで

＜端末増設＞

対象端末候補機種発送日の翌日まで

＜機種変更＞

対象端末候補機種到着後、機種変更後の機種に切り替えた当日まで

③①②以外の方法で対象端末候補機種を購入した場合

次のアおよびイの条件を満たすこと

ア．提供サービス加入時に、購入した対象端末候補機種のメーカー保証が有効な状態にあること

イ．提供サービス加入後に、購入した対象端末候補機種の端末情報の事前登録をおこなうこと

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）（１）にかかわらず、次のいずれかに該当する事故によって対象端末に生じた事故に対して、（３）に規定する全ての条件を満たしている場合に、損害保険金を支払います。

①水濡れ

②偶然な事故による対象端末の全損または一部破損

（２）普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合－その２）②の規定はこれを適用しません。

（３）被保険者である提供サービス会員が保険金を請求する場合に満たすべき条件は、以下の①および②とします。

①事故発生日が提供サービスの加入期間内であること。

②当社が指定する事業者（Apple Store または Apple 正規プロバイダー）で修理を行い、提供サービス会員の氏名、修理機種名、修理完了日、領収金額、修理店舗名が記載された証明書を添付の上、保険金

を請求すること（見積書など、修理完了日や修理費用の支払を確認できない証明書の場合、これらが確認できる領収書も同封することとします）。

第３条（免責期間）

第１条（保険の対象の範囲）に規定する端末情報の事前登録を行った場合、当社は端末の事前情報登録の日からその日を含めて 30 日以内に発生した第２条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、普通保険約款第２条（保険金を支払わない場合－その１）および第３条（保険金を支払わない場合－その２）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①取扱い説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した自然故障

②火災によって生じた損害

③台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって保険の対象に生じた損害

④提供サービスの利用規約を遵守していなかったことが原因で生じた損害

（２）当社は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）（２）および（３）ならびに第６条（保険金の支払額）（３）から（５）までの規定にかかわらず、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第５条（保険金の支払額）

（１）当社は、普通保険約款第５条（損害の額の算出）または第６条（保険金の支払額）にかかわらず、第２条（保険金を支払う場合）（３）②に規定する条件において、実際に被保険者である提供サービス会員が負担した修理代金について、１回の事故につき iPhone の場合は 10,000 円、iPad の場合は 4,400 円を限度として保険金を支払います。

（２）（１）の保険金は、対象端末購入後、提供サービスの加入単位（auID）毎に、次のいずれかの基準日から、2 年間に 2 回を限度に支払います。

ア．端末情報の事前登録が不要な場合

新たに対象端末を購入した日を基準日とします。

イ．端末情報の事前登録が必要な場合

端末情報の事前登録をおこなった日を基準日とします。

第６条（保険金請求時の手続）

被保険者である提供サービス会員は、当社に対して保険金を請求する場合、保険金の支払いは当社の業務委託先（株式会社 KDDI エボルバ）がおこなうことに同意した上で、この業務委託先を保険金請求の窓口として、保険金の請求手続きをおこなうものとします。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

オープンユーザー（au または UQ mobile 以外の通信サービス利用者）向け

端末修理費用特約（B）

第１条（保険の対象の範囲）

（１）この特約が付帯された保険契約における保険の対象は、契約者が提供するサービスである au スマートパスプレミアムまたは au スマートパス（以下「提供サービス」といいます。）の加入者（以下「提供サービス会員」といいます。）が所有し、（２）に規定する端末とします。

（２）提供サービス会員が所有する iPhone または iPad（以下「対象端末候補機種」といいます。）のうち、次の①から③までの条件を満たす端末（以下「対象端末」といいます。）とします。

①au または UQ mobile 以外の回線利用者であること。

②提供サービス加入時にメーカー保証が有効な対象端末候補機種を所有していること。

③端末情報の事前登録をおこなうこと。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）（１）にかかわらず、次のいずれかに該当する事故によって対象端末に生じた事故に対して、（３）に規定する全ての条件を満たしている場合に、損害保険金を支払います。

①水濡れ

②偶然な事故による対象端末の全損または一部破損

（２）普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合－その２）②の規定はこれを適用しません。

（３）被保険者である提供サービス会員が保険金を請求する場合に満たすべき条件は、以下の①および②とします。

①事故発生日が提供サービスの加入期間内であること。

②当社が指定する事業者（Apple Store または Apple 正規プロバイダー）で修理を行い、提供サービス会員の氏名、修理機種名、修理完了日、領収金額、修理店舗名が記載された証明書を添付の上、保険金を請求すること（見積書など、修理完了日や修理費用の支払を確認できない証明書の場合、これらが確認できる領収書も同封することとします）。

第３条（免責期間）

第１条（保険の対象の範囲）に規定する端末情報の事前登録を行った場合、当社は端末の事前情報登録の日からその日を含めて 30 日以内に発生した第２条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、普通保険約款第２条（保険金を支払わない場合－その１）および第３条（保険金を支払わない場合－その２）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①取扱い説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した自然故障

②火災によって生じた損害

③台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって保険の対象に生じた損害

④提供サービスの利用規約を遵守していなかったことが原因で生じた損害

（２）当社は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）（２）および（３）ならびに第６条（保険金の支払額）（３）から（５）までの規定にかかわらず、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第５条（保険金の支払額）

（１）当社は、普通保険約款第５条（損害の額の算出）または第６条（保険金の支払額）にかかわらず、第２条（保険金を支払う場合）（３）②に規定する条件において、実際に被保険者である提供サービス会員が負担した修理代金について、１回の事故につき iPhone の場合は 5,000 円、iPad の場合は 4,400 円を限度として保険金を支払います。

（２）（１）の保険金は、対象端末購入後、提供サービスの加入単位（auID）毎に、端末情報の事前登録をおこなった日から 2 年間に 2 回を限度に支払います。

第６条（保険金請求時の手続）

被保険者である提供サービス会員は、当社に対して保険金を請求する場合、保険金の支払いは当社の業務委託先（株式会社 KDDI エボルバ）がおこなうことに同意した上で、この業務委託先を保険金請求の窓口として、保険金の請求手続きをおこなうものとします。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。